

市役所からの お知らせ

国民健康保険

保険料について

■保険料の決定

平成31(令和元)年度の国民健康保険料の決定に伴い、国民健康保険料納入通知書を6月中旬に送付します。

▼普通徴収

納付書または口座振替にて、6月から翌年3月までの10期割りで国民健康保険料を納めていただきます。

▼特別徴収(年金天引き)

次のすべての条件に該当する場合、保険料は世帯主の対象年金から特別徴収(天引き)されます。

- ①世帯主が国民健康保険の被保険者
- ②世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上
- ③世帯主の特別徴収対象年金額が18万円以上で、特別徴収額と介護保険料の合計額が対象年金額の2分の1を超えない場合

※特別徴収の対象となる方は、6月の納入通知書に記載しています。年金からの特別徴収は、申し出により、口座振替に変更することができます。

■減免申請

災害や失業・休業などにより保険料の支払いが困難なとき、減免要件に該当する方は保険料が減額されますので、申請してください。なお、申請は毎年必要です。

■未納が続くと…

災害やその他の特別な理由もなく、平成30年度1期以降、各月の保険料を納期限から1年経過しても納付されない場合、被保険者証を返還していただき、「資格証明書」を交付することになります。この証明書で診察を受けることはできませんが、その際の医療費は、一旦全額自己負担

となり、後日、国民健康保険から一部負担金等を差し引いた金額の払い戻しを受けることになります。

さらに納付が遅れ、納期限から1年6か月を過ぎると、国民健康保険の保険給付(療養費等)が差し止めになります。納付できない特別の事情がある場合は早急にご相談ください。また、資格証明書が交付されても、滞納保険料と今後の保険料の納付義務はなくなりません。保険料は納期限内に必ず納付してください。

問合先 健康づくり課

☎(275) 6374

国民年金

国民年金保険料の免除・猶予を受けた期間は追納できます

免除・猶予を受けた期間の国民年金保険料は、10年以内であれば遡って納めること(追納)ができます。

追納額は、免除・猶予を受けた当時の保険料に、経過した期間に応じた一定の額を加算した金額になります。(2年を経過していない期間については加算されません)

追納は、免除された期間の古い順に納めることになっています。ただし、猶予を受けた期間がある場合は、その期間を優先して納めます。

令和元年度 国民年金保険料追納額(加算額を含む)

年 度	全額免除※	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
H21年度の月分	15,280円	11,450円	7,640円	3,810円
H22年度の月分	15,540円	11,650円	7,700円	3,880円
H23年度の月分	15,320円	11,490円	7,660円	3,830円
H24年度の月分	15,170円	11,380円	7,590円	3,790円
H25年度の月分	15,150円	11,360円	7,570円	3,790円
H26年度の月分	15,300円	11,470円	7,640円	3,820円
H27年度の月分	15,620円	11,710円	7,810円	3,910円
H28年度の月分	16,280円	12,200円	8,140円	4,060円

※法定免除、納付猶予、学生納付特例を含む。

追納を希望される方は、市民課 ☎(275) 6241 または堺西年金事務所 ☎(243) 7900へお申し出ください。

年金事務所での相談・手続きには予約申込が便利です

年金事務所では、相談・手続きにお越しになる方で大変混雑する場合があります。事前に予約をいただくと、職員が相談内容に応じて準備を整えることで、よりスムーズで丁寧な対応が可能となります。

■予約申込

予約可能日時 翌日～1か月先まで

※月～金曜日の午前8時30分～午後

4時（月曜日は午後6時まで）、

第2土曜日の午前9時30分～午後

3時

申込・問合せ先 年金手帳または年金

証書を準備し、ねんきんダイヤル☎

0570(05)4890へ

今月が納期限の税金

〈市民税〉
〈府民税〉
第1期分

7月1日までにお近くの
金融機関またはコンビニエンス
ストア等で納めてください。

各種

小学校入学予定児の就学相談

来年度、市立小学校への入学にあたり、配慮を必要とする幼児の就学相談を随時（土・日曜日、祝日を除く）行っています。

対象 令和2年度小学校入学予定児

申込・問合せ先 学校教育課

☎(275)6434

教科書展示会の開催

令和2年度に使用する中学校教科書の見本をどなたでもご覧いただくことができます。今年度展示会は、

令和2年度小学校の教科用図書の見本も併せて展示します。なお、小学校教科用図書の採択は8月頃を予定しています。

日時 6月10日～7月18日の午前10

時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

除く）

場所・問合せ先 教育研究センター

☎(262)7005

事業者の皆さん 廃棄物の処理にご協力を

事業者は、事業活動に伴って発生した廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません。特に、感染症廃棄物（医療系廃棄物）は、廃棄物処理法により特別管理廃棄物と定められていますので、専門業者へ処分を委託するなどの自己処理をお願いします。

問合せ先 生活環境課

☎(275)6266

水防演習の実施

水害などからの被害を回避・軽減することを目的に水防演習を実施します。自由にご観覧ください。（小雨決行。ただし、気象警報が発令された場合は中止）

日時 7月4日（木）午前9時30分

場所 鴨公園

問合せ先 危機管理課

☎(275)6247

高石市水道事業経営戦略にか かるパブリックコメント

将来にわたり、安定的に水道事業を継続していくため、投資・財政計画の収支均衡を検討する高石市水道事業経営戦略の策定を進めています。高石市水道事業経営戦略（案）について、市民の皆さんからご意見を募集します。

閲覧期間 6月24日まで

閲覧場所 市役所および市内各公共施設（市ホームページでも閲覧可）

意見提出・問合せ先 6月24日までに

上下水道課☎(275)6419

市長の所得等報告書等の閲覧

「政治倫理の確立のための高石市長の資産等の公開に関する条例」に基づき提出された、市長の所得等報告書及び関連会社等報告書を7月8日から総務課で閲覧できます。

問合せ先 総務課

☎(275)6197

公立保育所の保育担当職員（臨時的任用職員）を募集

募集 保育士（要資格）

勤務場所 市立綾園保育所

勤務時間 ▼月～金…午前8時30分～午後5時45分の内7時間30分勤務

▼土…午前8時30分～午後1時の内4時間勤務

※いずれもシフト勤務あり

雇用期間 7月1日～令和2年3月31日（更新制度あり）

給与 18万6700円（月給）

応募・問合せ先 履歴書・保育士資格の写しを子育て支援課 ☎（275）6359へ持参または郵送

お詫びと訂正

広報たかいし5月号の21ページ「羽衣の新施設 愛称決定！」に掲載しました最優秀賞に選ばれた方の名前の漢字に誤りがありました。正しくは、「徳元さん」です。お詫びして訂正いたします。

みんないっしょに生きる社会を

まっぼっくり

しない させない 就職差別

厚生労働省と文部科学省の共同調査による、平成31年3月大学等卒業予定者の就職内定状況（2月1日現在）が公表され、大学生の就職内定率は91・9%（前年同期比0・7ポイント上昇）となり調査開始以降、同時期で過去最高となりました。一方、令和2年3月卒業・修了予定者の就職・採用活動の日程については、昨年10月の就職・採用活動日程に関する関係省庁連絡会議において次のとおり決定されました。

- ・ 広報活動開始…卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降
- ・ 採用選考活動開始…卒業・修了年度の6月1日以降
- ・ 正式な内定日…卒業・修了年度の10月1日以降

さて、「働くこと」は、一人の人間にとって、生活の安定や社会参加、生きがい等生きていくうえで重要な意義を持っています。そして、この「働くこと」への第一歩が採用選考です。日本国憲法の国民の権利及び義務にも職業選択の自由が保障されているように、就職を希望する誰もが自由に自分の適性や能力に応じて、安心して選考に臨

むために、公正な採用選考システムの確立が不可欠です。しかし、今なお就職差別につながるおそれのある事象が発生しており、全国のハローワークから改善に向け指導・啓発を受けた事業所は、平成27年度が1306件、平成28年度が1344件、平成29年度が1088件と依然として1000件を超えて推移しています。具体的には、募集事項等に関わる問題事象として、会社独自の履歴書に国籍や配偶者・子どもの有無、身長及び体重、賞罰の記入欄や、エントリーシートに家族構成、実家の連絡先、前年度の年収、最寄交通機関の記入欄がある場合が挙げられます。また、不適切な面接の事象としては、父母の出身地や住宅状況、家族状況（構成、職業）、思想（購読新聞・愛読書等）などの質問をすることが挙げられます。なお、就職差別につながるおそれのある質問事項については、次のようになります。

【本人に責任のない事項】

国籍・本籍・出生地、家族（職業・続柄・健康・地位・学歴・収入・資産など）、住居状況

（間取り・部屋数・住宅の種類・近隣の施設など）、生活環境・家庭環境などに関すること。
【本来自由であるべき事項】
宗教、支持政党、人生観・生活信条、尊敬する人物、思想、労働組合（加入状況や活動歴など）・学生運動などの社会活動、購読新聞・雑誌・愛読書などに関すること。

最後に、まとめとして採用選考では次の3点を基本的な考え方として実施することが大切です。

- ・ 人を人としてみる人間尊重の精神、すなわち応募者の基本的人権を尊重する。
- ・ 応募者のもつ適正・能力を基準として採用選考を行う。
- ・ 応募者に広く門戸を開く。

また、6月は就職差別撤廃月間で、「就職差別110番」が開設されます。詳しくは、17ページをご覧ください。

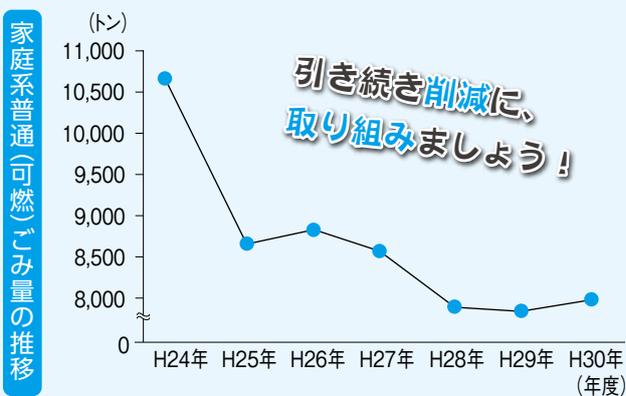
人権推進課
☎（275）6279

引き続きご協力をお願いします！

ごみの減量・再資源化

問合せ 生活環境課 ☎(275)6266

平成30年度の「普通（可燃）ごみ」の収集量は、約7,938トン（前年度比約+76トン）となりました。また、平成30年度の「プラスチック製容器包装」の収集量は、約279トン（前年度比+11トン）収集することができました。引き続き、ごみの減量・再資源化にご理解・ご協力をお願いします。



余った無料普通ごみ処理券と日用品との交換期間を延長！

期間 7月31日（水）まで

場所 生活環境課

交換品 無料普通ごみ処理券 8～14枚…トイレト
ペーパー1ロール、15枚（1シート）…トイレ
レットペーパー2ロール、30枚（2シート）
…30リットルのごみ袋10枚

※お持ち帰り用の袋を持参してください。

※交換品がなくなり次第、終了します。

■紙ごみの集団回収にご協力を！

普通（可燃）ごみの約4割は紙類が占めています。紙類を自治会や子ども会等の集団回収へ積極的に出すことが、ごみの減量・再資源化につながります。

※集団回収を定期的を実施する自治会等の各種団体に対して、奨励金を交付する制度があります。

■水切りをして、生ごみを減量！

生ごみの80%は水分です。三角コーナー等で水を切るだけで約10%の減量が実現できます。濡れたごみを燃やすには、余分なエネルギーと費用が必要となり、地球温暖化の原因となる二酸化炭素も通常以上に排出されます。なお、生ごみ処理機の購入に対する補助制度も実施しています。

■「プラスチック製容器包装」の分類について

【プラスチック製容器包装として分別するごみ】

カップ麺・弁当などの容器、食品トレイ、卵パック、シャンプー・洗剤のボトル、レジ袋、ペットボトルのふた・ラベル、緩衝材 など



※重ねてまとめたり、つぶすことでかさばらなくなります。

【プラスチック製容器包装ではないごみ】

ハンガー、文房具、洗面器、おもちゃ、クリーニングの袋、カミソリ、注射針、ライター など
上記を参考に正確な分別をお願いします。

※医療用の針が付いたものなど危険な異物は絶対に入れないでください。

熱中症シェルターの開設

夏の熱中症対策として、市民の一時避難場所“熱中症シェルター”を次の15か所で開設します。冷房や飲料水などを備えている熱中症シェルターを暑さからの一時的な避難にご利用ください。

期間 6月10日～9月30日（気候によって期間を早めての開始や延長あり）

問合せ 危機管理課 ☎(275)6247

※開館時間は、各施設で異なるので事前にお問い合わせください。

市内の熱中症シェルター	千代田公民館 ☎(264)0886
市役所（別館） ☎(275)6247	清高公民館 ☎(263)5885
とろしプラザ ☎(260)0550	中央公民館 ☎(265)6422
デージードーム ☎(263)3317	慶翠苑 ☎(265)3188
ふれあいゾーン ☎(261)3831	瑞松苑 ☎(261)0021
総合保健センター ☎(267)1160	菊寿苑 ☎(271)0112
羽衣公民館 ☎(265)3227	図書館 ☎(263)3100
東羽衣公民館 ☎(262)8545	アプラホール ☎(267)0018

平成30年度 消費生活相談概要

多様化する決済手段と 利用方法を学ぼう

平成30年度の消費生活相談件数は592件で、内訳は苦情が495件、問い合わせが97件でした。特徴は台風被害による住宅の工事や補修の相談が多く寄せられたことです。

また、近隣トラブルや個人間の借金、貸し借りなどの相談も後を絶ちません。センターで解決できない問題でも、適切な相談機関の紹介を含めて、できる限り解決のお力になれるよう努めています。

現在、東京オリソニック・パラリンピックに向けてキャッシュレス化の取り組みが進められています。キャッシュレス決済が一般的になりつつある今、その仕組みとメリット・デメリットを知っておくことが大切です。今月号では、トラブル事例の紹介と対処法について説明します。

平成30年度商品別相談件数

順位	商品・サービス	H30 (H29)	内容等特徴
1	架空・不当請求	77 (70)	架空・不当請求(ハガキも含む)、迷惑メールなど
2	通信関連サービス	39 (36)	プロバイダや光回線、スマホ契約のトラブルなど
3	工事・建築・加工	28 (15)	台風により被災した住宅の補修工事など
4	保健衛生品	26 (17)	化粧品等理美容品の解約トラブルなど
5	健康食品	22 (18)	お試しのつもりが定期購入だったなど
5	各種サービス	22 (18)	耐震診断、廃品回収、鍵開錠サービスなど
7	賃貸住宅関連	21 (16)	退去時の原状回復費用、敷金関連など
7	新聞	21 (24)	訪問販売での景品つき長期契約など
9	住居品	20 (21)	電化製品の不具合、消化器の訪問販売など
10	修理・補修	19 (12)	台風により被災した住宅の小修繕など

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267)5501

場所 市役所本館2階
時間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日
※休館日は消費者ホットライン
☎188へお問い合わせください

” 銀行口座自動引き落としと クレジットカード払い ”

事例① 安くなると電話で勧誘されプロバイダを変更したものの元のプロバイダを解約していなかったため1年間も二重に支払いを続けていた。

事例② 映像配信サービスに申し込み無料期間内に解約手続きをしたはずが、半年間も引き落としが続いていた。

①は銀行口座自動引き落とし②はクレジットカード払いで、いずれも通帳記帳やカード支払い明細の確認をしていなかったため気がつかなかったというものです。8年間も引き落としが続いていたというケースもありました。契約してから年月が経過していると契約の確認や解約が難しくなります。さかのぼって返金を求めるのはよほどの根拠がない限り困難です。毎月の請求内容をしっかりと確認しましょう。

” 後払い代行サービス ”

事例 SNSの広告を見て、お試しで化粧品を注文したが、翌月同じ商品が届き定期購入だとわかった。業者にメールで解約の連絡をしたが返信がなく、電話も繋がらない。

後払い代行とは代行会社が代金を販売店に支払い、販売店が商品を発送した後、代行会社から注文者に請求書が届くというものです。代金の請求権が代行会社に移行するため、注文者の支払い先は代行会社になります。取引上のトラブルは販売店との解決が必要ですが、事例のように販売店と連絡が取れない等のトラブルがおきたときは代行会社にも連絡を入れましょう。

” 電子マネー ”

事例① スマートフォンに「有料動画サイトの料金が未納です。連絡がない場合裁判になります」とメールが届いた。慌てて電話をすると「コンビニに行って10万円分の電子マネーを買い、IDを連絡するように」と言われた。

事例② 小学生の子どもが交通系電子マネーを使ってコンビニやスーパーで勝手に買い物をしていた。

電子マネーは匿名性が高いという利点もありますが、①の振り込め詐欺のように他人に容易に使われる恐れもあります。また、②のような問題が起こらないように、あらかじめ決めた目的以外には使わないといったルールを親子で決めておくことが大切です。

” キャッシュレス決済に ついて知ろう “

現金を使わずに買い物をするのをキャッシュレス決済と言い、クレジットカード以外にも専用カードやスマートフォン（以下スマホ）のアプリを使うものも多数現れています。代表的な決済サービスと利用時の注意点を自分で合ったサービスを上手に利用しましょう。

クレジットカード：発行には審査が必要

デビットカード：発行には銀行口座が必要

電子マネー：電子的に保存された残高から支払いをする。審査がないので誰でも作れ、IC型とサーバー型がある。

▼IC型：残高がカード自体に記録されている（交通乗車券など）

▼サーバー型：残高が電子マネー発行会社が管理するサーバーに記録されている（プリペイドカードにID番号が振られる）

※プリペイド式の電子マネーの残高が一定額を下回ると、自動的にクレジットカードや銀行口座などから一定金額が補充される機能（オートチャージ機能）がついたものもある。

“

QRコード決済：スマホのQRコード決済アプリでバーコードまたは二次元バーコードを読み取り、アプリに紐づけたクレジットカード等で決済を行うサービス。店舗での支払いのほか、一部のサービスは個人間の送金機能にも対応している。店舗で使用する際には2つの方法がある。

①店舗のバーコードリーダーでスマホに表示されたバーコードを読み取らせる（コンビニなど）

②スマホで専用のアプリやカメラ機能を使い店舗の液晶画面などに表示された二次元バーコードを読み取らせる

※利用時の注意点

利用しないサービスは申し込まないようにして、申し込んでも必要がなければ速やかに解約しましょう。また、申し込む場合や利用する前には利用規約などをよく読んで理解しておく必要があります。ポイント還元などに惑わされることなく、いつどのように決済されるかを考え、「見えないお金」の管理を行っていくことが重要です。

- キャッシュレス決済の種類と特徴 -

	クレジットカード	デビットカード	電子マネー	QRコード
種類				
媒体	カード スマートフォン	カード スマートフォン	カード スマートフォン	スマートフォン
支払い方法	後払い (ポストペイ)	即時払い (リアルタイムペイ)	前払い (プリペイド)	前払い 後払い 即時払い
レジでの動作	かざす 暗証番号入力 スライド	かざす 暗証番号入力 スライド	かざす	スマートフォンで QRコードを表示し、かざす